



国保からのお知らせ



健康保険が変わる方は必ず届出が必要です！

4月は、就職や退職などによる健康保険の資格異動が多い時期です。

職場の健康保険の保険証を返還して、他の健康保険に加入していない方や、国民健康保険から他の健康保険に加入したときは14日以内に異動の手続きを行ってください。

◆国保加入の手続きが遅れると・・・

- ・国保税は被保険者になった日(会社などを退職した日の翌日)まで遡って納めることになります。この場合、一度に納めていただく国保税の金額が高額になる場合があります。

◆国保脱退の手続きが遅れると・・・

- ・他の健康保険に加入しているにもかかわらず国保税が課税されたままとなり、二重に健康保険税(料)を納めている状態になります。(過納があった場合、国保脱退手続きをすると還付されます。)
- ・国保の保険証を返還せずに、国保の保険証で医療機関を受診してしまうと、国保負担分を返還していただくことになります

問 住民課 保険年金係 電話 22-7706

♪子育て情報のご紹介♪

子育て情報サイト「さくらさいたねっと」

- 佐川町の乳幼児健診や子育て相談、予防接種等制度やサービス、子育て情報はこちら



【さくらさいたねっと】



問 健康福祉課 子どもサポート係
電話 0889-22-7705

子育て支援センター「なかよしひろば」

子育て支援センター「なかよしひろば」の情報はこちらのQRコードからどうぞ。たくさんさんの参加をお待ちしています。



「さくらさいたねっと」の子育て支援センターのページにアクセスできます。

問 健康福祉課 子育て支援センター
電話 080-2997-6959

広告



小児科・内科・整形外科

社会医療法人 仁生会 日高クリニック

診療科目	受付	月	火	水	木	金	土	日
小児科・内科	午前	○	○	休診日	○	○	○	休診日
	午後							
整形外科 (隔週土曜)	午前	--	--	休診日	--	--	○	休診日
	午後						休診	

診療時間：午前9時～12時30分
午後2時～17時30分
(休診日：日曜・水曜・祝祭日・年末年始)

健診・各種検査
予防接種など
ご相談下さい！

細木病院グループ

詳しくはホームページへ↓



日高クリニック 院長
松本 和博 (小児科・内科)
日本小児科学会小児科専門医



地域の皆様に安心していただける小児科・内科医療を提供します。なんでもお気軽にご相談ください！

外来受付 ☎ 0889-24-7785

日高村 日下小学校東どなり 日高村本郷滝ノ前7

身体障害者等の軽自動車税（種別割）の減免について

障害者手帳等の交付を受けている方、又はそのご家族の方で一定の要件を満たす場合には申請により軽自動車税が減免されます。（※申請は毎年必要です。）

減免となるのは、障害のある人１人につき１台です。自動車税（普通車等県税）の減免を受け方は、対象となりません。

◇減免の対象となる方の障害の範囲

手帳及び障害の区分			障害の級別											
			本人運転						生計を一にする家族または常時介護者が運転					
1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級			
身体 障害者 手帳	視覚障害		○	○	○	○			○	○	○	○		
	聴覚障害			○	○					○	○			
	平衡機能障害				○						○			
	音声機能障害（喉頭摘出のみ）				○									
	上肢不自由		○	○	○				○	2 級の 1・2				
	下肢不自由		○	○	○	○	○	○	○	○	3級の1			
	体幹不自由		○	○	○		○		○	○	○			
	乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能障害	上肢機能	○	○	○				○	両上肢				
		移動機能	○	○	○	○	○	○	○	○	両下肢			
	心臓機能障害		○		○	○			○		○	○		
	腎臓機能障害		○		○	○			○		○	○		
	呼吸器機能障害		○		○	○			○		○	○		
	ぼうこう又は直腸の機能障害		○		○				○		○			
	小腸の機能障害		○		○				○		○			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		○	○	○				○	○	○			
肝臓機能障害		○	○	○				○	○	○				
療育手帳									判定が「A」					
精神障害者保健福祉手帳									障害の等級が「1 級」					
戦傷病者手帳			役場住民課へお問い合わせ下さい。											

◇減免の対象となる軽自動車の条件

区分		所有者	運転者	使用目的
身体障害者	１８歳以上	本人	本人	特に問わない
			生計を一にする方	
	１８歳以下	本人又は生計を一にする方	本人又は生計を一にする方	障害者の通学、通院、通所の為に月４回以上使用（使用目的の確認資料を提出していただく場合があります。）ただし、１８歳未満の本人が運転者の場合は、使用目的を特に問わない。
知的障害者「Ａ１」「Ａ２」		本人又は生計を一にする方	生計を一にする方※１	
精神障害者１級（精神通院医療の給付を受けている方）		本人又は生計を一にする方	生計を一にする方※１	
身体障害者及び知的障害者、精神障害者のみで構成される世帯		本人	障害者を常時介護する方	

※１ 知的障害者及び精神障害者本人が運転する軽自動車は減免の対象から外れます。

◇その他の軽自動車税（種別割）の減免（構造による減免）

車両の構造が専ら身体障害者等の利用に供するために改造された軽自動車。（車検証に“障害者輸送用”などの記載があること。）

◇申請期間

令和７年４月１日から令和７年６月２日（軽自動車税（種別割）の納期限）まで

◇申請に必要な書類等

①障害者手帳等 ②運転免許証 ③車検証 ④納税通知書（通知書が届いてから申請に来る方）
⑤個人番号カード又は個人番号通知カード 問 住民課 資産税係 電話 22-7704

上水道や農業集落排水（下水道）をご使用の方へ

次のような場合は届出が必要です。下記までご連絡ください。

- 水道・農業集落排水（下水道）の使用を開始するとき
- 水道・農業集落排水（下水道）の使用を停止するとき
- 水道・農業集落排水（下水道）の用途を変更するとき（家庭用のみに使用→営業用に使用等）
- 引っ越しするとき（転入・転出・転居等）
- 死亡や転出により使用者名を変更するとき
- 通知書等の送付先を変更するとき
- 農業集落排水（下水道）の使用者・人数に変更があるとき（進学等）

注意事項

- ・土曜日・日曜日・祝日・年末年始の届出受理及び水道の開栓・休栓に係る作業は行っておりません。なお、業務時間は午前８時３０分～正午まで、午後１時～午後５時１５分です。
- ・４月は受付及び開閉栓業務が大変込み合いますので、希望日の２～３日前までに届出をお願いします。
- ・使用停止の届出がない場合、ご使用がなくても基本料金等がかかりますのでご注意ください。

問 建設課 水道係 電話 22-7713

「特別養護老人ホームもみじ荘」業務停止のお知らせ

特別養護老人ホームもみじ荘は、昭和６３年４月の開設から３７年の長きにわたり、多くの方に支えていただきましたが、令和７年３月末をもちまして業務を停止させていただきました。

関係者の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。ご理解くださり感謝するとともにお礼申し上げます。

また、ご利用して頂きました利用者様、ご家族様、近隣住民の皆様、関係者の皆様にはご厚情を賜り誠にありがとうございました。

また、本組合が運営しております、特別養護老人ホーム「春日荘」・「五葉荘」・「あがわ荘」におきましては、これまでどおり継続させていただきます。

高吾北広域町村事務組合 組合長

問 〒781-1301 高知県高岡郡越知町越知甲 2129 番地 7
高吾北広域町村事務組合 電話 0889-26-2121

広告



「聴こえ」の悩み、
思い切って
相談してよかった。

認定補聴器技能者による

個別 補聴器無料相談会

事前予約
下さい。

4月24日(木) 9:00~15:30 佐川町健康福祉センターかわせみ

0120-200-177

〈ご予約はこちら〉

認定補聴器専門店 オーディカ

Audika 高知店

〒780-0056 高知市北本町2-1-12

●定休日／日曜・月曜・祝日
●ご来店前にご予約ください
TEL/088-885-5855
営業時間／9:00~17:00

スマホからもご予約OK



薪ストーブ・薪風呂・薪ボイラー設置に対しての補助金制度があります!

佐川町では、クリーンエネルギーの活用を積極的に行い、生活環境にやさしい町づくりを推進することを目的に、住宅や事業所等に薪ストーブ・薪風呂又は薪ボイラー（以降「薪ストーブ等」という）を新たに設置される方に対して、予算の範囲内で補助金を交付する制度を設けています。

【補助対象事業】

～薪を主燃料とする未使用の薪ストーブ・薪ボイラー・薪風呂等を新たに設置する場合～

【補助対象要件】

- ◆町内に住所のある方が、町内の住宅又は事業所に設置する場合
- ◆町外に住所のある方が、町内の住宅又は事業所に設置し、実績報告までに町内へ転入できる場合
- ◆町内に住所のある方が、町内の園芸用ハウスに設置する場合

【補助対象経費】

薪ストーブ・薪風呂等を新たに購入し設置する費用（運送料、設置工事費用及び付属品に係る費用も含む）（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）に限る。

※薪風呂の設置に伴う、給排水管の改修などは補助対象外

【補助額】

補助対象経費のうち 1/2 以内の額を補助（最大 50 万円）
ただし、1 戸の建物（園芸用ハウスについては 1 棟）につき 1 回を限度とする。

【申請方法】

- ◆申 請 書 類：産業振興課窓口で配布又は佐川町ホームページからダウンロード
- ◆申請受付期間：4 月 1 日（火）から 5 月 1 6 日（金）まで ※期限厳守
- ◆窓口受付時間：8 時 30 分から 17 時 15 分まで ※ 土・日・祝日を除く
※申請書は、必要事項を記入のうえ産業振興課窓口に提出すること（郵送不可）

※申し込み多数で予算額を超える申請があった場合は、受付期間終了後に抽選を実施します。

抽選となった場合は、申請者に別途、連絡いたします。

☎ 産業振興課 林業振興係 電話 22-7724

学校給食費無償措置に伴う補助金を交付します

佐川町内の小中学校では、町内在住の児童生徒の学校給食費が無償となっています。ただし、下記のいずれかに該当する児童生徒の保護者へ、補助金を交付します。

【対象】

- ①佐川町外の小学校及び中学校に在籍する児童生徒の保護者で、佐川町に住所を有している方。
- ②特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する児童生徒の保護者で、佐川町に住所を有している方。
- ③佐川町内の小中学校に在籍している児童生徒の方で、食物アレルギー等で医師から食事療法が指示されたことにより、学校給食を喫食できず、「完全弁当」を持参している児童生徒の保護者の方。

交付を受けるには毎年申請が必要です。町外の学校に在籍していることが分かる証明書類（例：学生証、在学証明書等。コピーでも可）を持参のうえ、教育委員会までお越しください。

（※③の対象となる方につきましては、後日学校経由であらためてご案内します。）

詳細については、下記までご連絡ください。

☎ 佐川町教育委員会 学校教育係 電話 22-1110

令和 7 年度固定資産税土地及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

固定資産税の課税の基礎となる固定資産の価格等を確認していただくために、土地及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。

縦覧は、土地または家屋を所有する方に同地区内の土地または家屋の価格などを記載した「縦覧帳簿」をご覧ください、ご自分の土地または家屋の価格とほかの土地または家屋の価格を比較することを通じて価格の適正さを判断していただくための制度です。

縦覧で比較できる内容は、土地については「登記地目、課税地目、登記地積、課税地積、評価額、状況類似地区」、家屋については「構造（材料）、種類（用途）、床面積、評価額、建築年」となります。

縦覧には土地または家屋の所有者であることを確認させていただくため、本人確認ができるもの（マイナンバーカードや運転免許証など）、または役場からお送りする納税通知書をお持ちください（代理人の場合は委任状が必要です）。

■期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日まで（土・日曜日及び祝日を除く）

■時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

■場所

佐川町役場 住民課窓口

なお、令和 6 年度から土地及び家屋価格等縦覧帳簿は電子化されております。これにより、住民課窓口に設置した端末で電子データを縦覧していただくこととなります。また、土地所有のみの方は家屋価格等縦覧帳簿、家屋所有のみの方は土地価格等縦覧帳簿を見ることはできません。

また、土地及び家屋価格等縦覧帳簿に記載のある土地及び家屋のうち、所有されていない土地及び家屋の評価内容の詳細については、地方税法に定められている守秘義務により、ご説明することはできません。

☎ 住民課 資産税係 電話 22-7704

新田哲子 様 令和6年度全国社会教育委員連合表彰 おめでとうございます!

令和 7 年 2 月 15 日高知市春野文化ホールにて令和 6 年度全国社会教育委員連合表彰伝達表彰が執り行われ、高知県では新田哲子（あきこ）様が、表彰されました。

新田様は、佐川町社会教育委員として永きにわたり社会教育推進、発展に大きく貢献され、その傍ら、佐川町文化推進協議会会長として、加盟サークルを統括されてきたこと等が評価され表彰となっております。

今後ますますご活躍されることをご祈念申し上げます。

☎ 佐川町教育委員会 社会教育係 電話 22-1110



訂正とお詫び

広報さかわ3月号の掲載内容に一部誤りがございました。
下記のとおり訂正させていただくとともに、深くお詫び申し上げます。

9 ページ「第 71 回文化財防火デー」
記事内容

(誤) 防水訓練及び消化訓練
(正) 消火訓練

9 ページ「第 71 回文化財防火デー」
記事内、写真下部の説明

(誤) 【佐川町消防団黒岩分団による放水訓練】
(正) 【佐川町消防団尾川分団による放水訓練】

広告

住まいのこと、暮らしのこと こんなお悩みありませんか？

- ◎ トイレをもっと快適に直したい。
- ◎ 重い引戸を楽に開け閉めできるようにしたい。
- ◎ 障子、襖の張替え
- ◎ さし掛け屋根ポリカ波板貼替え
- ◎ 階段、廊下への手すりの取付



代表者 西森太一

網戸1枚からトイレ、お風呂まで
尾川工務店は住まいの110番
困ったときは、私に何でも相談
してください！

見積り・相談無料 今すぐお電話を！

☎ 0889-20-9322

尾川工務店(株) 佐川町甲1104-9

広告

ご自宅で療養生活を送る要介護の方、治療が必要あるいは医療機器をしている
方、健康に不安ある方の暮らしを専門的な視点でサポート

- ①精神疾患の方への支援 ②医療処置・病状の観察 ③褥瘡予防・処置
④ターミナルケア（在宅での看取り） ⑤療養上のお世話 ⑥認知症のケア ⑦訪問リハビリ

●医療保険・介護保険に対応できます。●24時間365日対応いたします。

訪問看護ステーション 心愛（ここあ）

介護保険事業所番号 3960190555 医療機関コード 0190555
TEL：088-855-8189 FAX:088-855-8190 高知市神田 638-22 神田 K コーポ 2



広告

あなたらしい生活を応援します♡

株式会社

ケアセンターさかわ

□ 居宅介護支援（ケアマネジャー）

管理者：徳弘 和義 主任：尾崎 俊一郎
山下 美智、豊田 薫、岡林 眞理
梅原 艶、中平 綾、岡林 利美

□ 訪問介護・訪問入浴介護（ホームヘルパー）

管理者：山本 君子 主任：片岡 佐与
他 ホームヘルパー 26 名



ご相談ください。
0889-22-0622

ケアセンターさかわ総勢36名で丁寧な対応を心がけ、皆さんの生活を
支援させていただきます。介護の不安等ある方はご相談ください。

奨学金の返還を支援します

佐川町では、奨学金を利用して進学した方が地元に戻ってこられる環境を整えるため、また、U
ターンやIターンなど若者層の佐川町への定住、就業を促進するため、奨学金返還支援を行ってい
ます。助成金を申請できる主な要件等は次のとおりです。

- 対象奨学金 ①日本学生支援機構の奨学金（第1種及び第2種）
②佐川町奨学金
- 助成金額 年額 24 万円（上限）
- 助成期間 96 箇月（上限）
- 要 件
 - 奨学金の貸与を受けて返還を行っており、その返還に滞納がない者、又は、助成金の申
請をする年度内に返還を開始する者
 - 佐川町内に定住しており、申請年度より 10 年間以上定住する意思のある者
 - 助成金の交付を申請する初年度の末日時点における年齢が 40 歳未満である者
 - 就業している者
 - 町税等の滞納がない者
 - 他の奨学金返還支援制度を利用していない者
 - 公務員（会計年度任用職員は除く）でない者

問 佐川町教育委員会学校教育係 電話 22-1110

※ 詳細は佐川町ホームページ又は上記の問い合わせ先までご連絡をお願いします。

子どもの健康づくり、健康生活の習慣づくりを!!

令和 6（2024）年度の「子どもの生活リズム向上プロジェクト推進委員会」（委員18名）で協議・検討された内容について
概要をお知らせいたします。

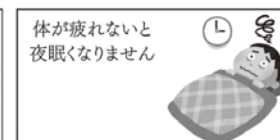
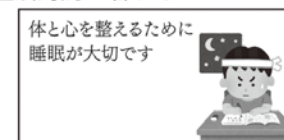
佐川の子どもの健やかな成長のために取り組む「三本柱」

睡眠時間を増やそう

あそびや運動時間を増やそう

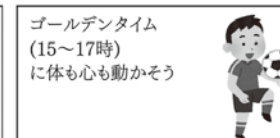
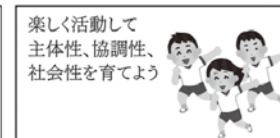
動画視聴をコントロールしよう

①睡眠時間を増やそう



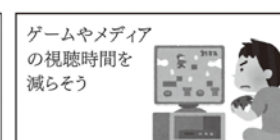
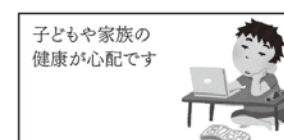
昼間、十分に体を動かして、夜は心地良い疲れで眠れる体をつくろう

②あそびや運動時間を増やそう



生活リズムを整えると、ホルモン分泌が良くなり、丈夫な体と心が育ちます

③動画視聴をコントロールしよう



「わが家のルール」を決めて、みんなで取り組みましょう！

今後、子どもの健やかな成長のための「三本柱」についてお知らせしていきます。

子どもの健康づくりを親子で楽しみ、保護者（PTA）が楽しめる活動へ→成功体験を重ねていきましょう！

子育て世帯等への新築奨励金(150万円)・ 引越支援(上限10万円)はじめます。(R7～R9まで実施予定)

佐川町では、県外在住者のＵターンや町内での住宅取得を一層後押しするため、町内で住宅を新築または新築住宅を購入された方に予算の範囲内において奨励金を、若年夫婦世帯や子育て世帯のＵ・Ｉターンなどの移住を支援するために、県外から引越して転入される子育て世帯等の方を対象に予算の範囲内において引越費用の補助を行います。

佐川町子育て世帯等移住・定住促進給付金（新築奨励金）

給付金額

150 万円

給付要件

- ・佐川町内に新築住宅（建築年月日が令和7年4月1日以降のもの）を建築し、又は建売住宅を購入し、令和7年4月1日から交付申請日までに交付対象住宅の所在地に住民票を移していること。
- ・住宅完成から1年以内に申請すること。
- ・申請者は以下のいずれかの世帯であること。
 - ①若年夫婦世帯（ともに39歳以下）
 - ②子育て世帯（子どもが18歳未満）
 - ③上記①②の世帯員に加え、申請者又は配偶者の1親等以内の親族との同居世帯
- ・住宅は、申請者の名義（共有含む）であること。

その他の要件や申請に必要な書類等、詳細については、下記問い合わせ先までお願いします。

※税の申告が必要です。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。



佐川町移住子育て世帯等引越し支援事業費補助金（引越支援）

補助限度額

10 万円

補助経費

本町への移住のために要する荷物等の運搬費用で、引越し事業者等へ支払う費用

補助対象世帯

- ・県外に直近5年以上居住し、町内に5年以上居住する意思をもって転入（転勤または通学等を除く）した若年夫婦世帯（ともに39歳以下）または、子育て世帯（子どもが18歳未満）
- ・若年夫婦世帯（ともに39歳以下）または、子育て世帯（子どもが18歳未満）の二段階移住の世帯（高知市へ転入後1年以内に佐川町へ転入した場合に限る）

補助要件

- ・引越しの完了日または本町への転入日のいずれか遅い日から3ヶ月以内の申請
- ・住民票の異動が完了していること。
- ・申請者及び同一世帯員に、町等が有する債権の滞納がないこと。
- ・過去にこの要綱に基づく補助金を受けていないこと。

その他の要件や申請に必要な書類等、詳細については、下記問い合わせ先までお願いします。

問 まちづくり推進課 電話 22-7740

災害等緊急時の情報伝達手段について

災害等緊急時には、防災行政無線から情報が放送されますが、改めて情報伝達手段についてご案内します。

防災行政無線から放送される防災・防犯情報などは、下記的手段から確認することができます。

①佐川町の公式 LINE から内容を文字で確認できます。

LINE のアプリをスマートフォンでインストールし、右記 QR コードを読み取って、佐川町の公式 LINE を友だち登録し、受信設定を行う必要があります。

なお、佐川町公式 LINE の登録をお願いしておりますが、②に該当する方は、戸別受信機を貸出ししますので、総務課・危機管理対策室までお問い合わせください。



②新戸別受信機貸出しの対象者

1. 佐川町に住所を有し、現に居住している方のうち、世帯員全員が携帯電話、スマートフォン及びタブレット端末等のいずれも所有していない難聴世帯で町長が必要と認めたもの
2. その他町長が特に必要と認めた世帯

※「難聴世帯」とは、自宅の屋外であっても防災行政無線屋外拡声子局（スピーカー）の放送が全く聞こえない世帯とする。

また、戸別受信機が必要なくなった方は、総務課・危機管理対策室までお持ちください。

③防災行政無線から流れた直近の情報がフリーダイヤルにて確認できます。

フリーダイヤル：0120－331－259

問 総務課 危機管理対策室 電話 22-7700



毎月第2日曜日は、さかわ家族防災会議の日

今月のテーマ 家族の役割分担を決めましょう！

地震発生時、安全を確保した後は、火を始末したり、ドアを開けたり、避難経路を確保したりと、たくさんのことをやらなければなりません。地震発生に備え、家族で非常用持ち出し品の準備やお年寄りを誰が助けるのかといった役割分担を決めておき、いざというときに慌てずに行動できるようにしておきましょう。

問 総務課 危機管理対策室 電話22-7700 防災行政無線確認ダイヤル 0120-331-259

広告

心に寄り添うサービスと安心できるスタッフで心を照らしていきます。

- ◎病気や障害があり、不安や悩みを相談できる人が身近にほしい。
- ◎可能な限り自立した生活を送りたい。 ◎自宅で最期を迎えたい。

住み慣れた家庭や地域での生活をサポートします。

訪問看護ステーション 照（てる）【24 時間 365 日対応】

介護保険事業所番号 3960190845 医療機関コード 0190845
TEL：088-855-3081 FAX:088-855-3082 高知市神田 818-21





佐川おもちゃ美術館

SAKAWA TOY MUSEUM KOCHI

「木育×地域づくり」スタディツアー in 佐川おもちゃ美術館

2月12日（水）にスタディツアーが開催され、東京都や神奈川県、四国各県から約50名の参加がありました。スタディツアーは、おもちゃ美術館の取り組みを進める「NPO 法人 芸術と遊び創造協会」が主催しており、全国のおもちゃ美術館をフィールドとして、おもちゃ美術館の設立や整備、運営に関わっている地域の方々と、意見交換や交流をすることで、お互いに地域づくりについて学ぶイベントです。地域おこし協力隊卒業生やおもちゃ作家をゲストに迎え、佐川おもちゃ美術館の特徴や魅力を知っていただく良い機会となりました。



新たなおもちゃ学芸員が誕生しました！

3月5日（水）、6日（木）におもちゃ学芸員養成講座を開催し、新たに11名のおもちゃ学芸員が誕生しました。2日間の講座では、おもちゃ美術館の理念や郷土玩具について学び、木育ワークショップなど行いました。修了証授与式ではひとりひとりにユニフォームとなる赤いエプロンをお渡しし、これから、本格的におもちゃ学芸員としての活動をスタートします。赤いエプロンを着て活動いただいているボランティアスタッフのおもちゃ学芸員は、「おもちゃと人」「人と人」をつなぐ大切な役割を担います。

来年度も養成講座を開催する予定です。日程が決まりましたら、佐川おもちゃ美術館のホームページ等でもお知らせしますので、おもちゃ美術館やおもちゃ学芸員について興味のある方はぜひご参加ください。



☎ 佐川おもちゃ美術館 電話 20-9977

佐川町 LINE 公式アカウントのご紹介！

「佐川町 LINE 公式アカウント」では、防災・健康・子育て・地域のイベントなど自分が選んだ情報を受け取ることができます。また、道路や河川などの不具合を通報することもできます。ぜひご活用ください。

（注 ラインアプリのご利用が必要です。）

ID:team_sakawa

「ID 検索」または下の二次元コードから友達追加できます。



☎ まちづくり推進課 22-7740

住宅用太陽光発電設備等の導入補助について

佐川町では、再生可能エネルギーの導入を促進するため、住宅への太陽光発電設備・蓄電池設備を設置される方に対して、予算の範囲内で補助金を交付する制度を設けています。

- 【補助対象者】 佐川町に対象設備を設置する個人
- 【対象設備】 太陽光発電設備・蓄電池設備等（V2H設備を含む）
※太陽光発電設備の購入のみは対象外
- 【補助額】 太陽光発電設備 上限20万円（予定）
蓄電池設備等 上限40万円（予定）

令和7年度の補助対象や補助要件については、詳細が決定次第、佐川町ホームページ及び佐川町公式LINEでお知らせいたします。（※受付開始は5月中旬を予定しています。）

☎ まちづくり推進課 企画政策係 電話 22-7740

高知県立高知城歴史博物館

企画展「高知の地震災害史～紡がれた記憶と記録～」

江戸時代以降に発生した南海トラフ地震を中心に、多様な資料から過去の被害や復興に向けた人々の営みを振り返ります。



昭和南海地震被災写真（高知県提供）

開催期間：3月20日（木・祝）～5月25日（日）

観覧料：800円

高校生以下、高知県・高知市長寿手帳をお持ちの方は無料

記念講演会「地域の記憶を守り伝える～阪神・淡路大震災30年の経験から～」

講師：奥村 弘氏（神戸大学名誉教授）

日時：5月17日（土）14時～15時30分

場所：高知城歴史博物館 1Fホール

定員80名（事前申込、先着順）参加費無料

講座「高知の地震災害史」

講師：水松 啓太（高知城歴史博物館学芸員）

日時：4月12日（土）14時～15時30分

場所：高知城歴史博物館 1Fホール

定員80名（事前申込、先着順）参加費無料

企画展展示解説

解説：水松啓太（高知城歴史博物館学芸員）

日時：3月29日（土）、4月19日（土）、5月3日（土）10時30分～（30分程度）

場所：高知城歴史博物館 3F展示室

参加費無料（展示観覧券が必要です）

☎ 高知県立高知城歴史博物館 電話 088-871-1600 / FAX 088-871-1619